

事 務 連 絡
平成27年2月27日

各地方農政局農村計画部土地改良管理課長 殿

農村振興局整備部土地改良企画課
課長補佐（土地改良事業指導班担当）

区画整理事業に附帯して施行する農用地造成工事について

このことについて、地方分権改革に係る「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」が別紙のとおり平成27年1月30日に閣議決定されたところである（6 義務付け・枠付けの見直し等【農林水産省】（15）農業生産基盤整備事業（区画整理事業））。

この閣議決定事項は、「土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第2条第2項第2号に基づき行う区画整理事業に附帯して施行する農用地の造成の工事（以下「農用地造成工事」という。）については、現地の地形、土地利用状況等を勘案し、土地改良事業計画の妥当性が確保される場合は、事業実施主体において、農用地造成工事の面積割合を設定することが可能である。」との趣旨であり、貴職におかれてはその内容について御了知されるとともに、関係都府県にもその旨周知願いたい。

なお、提案の背景及び留意事項については、下記のとおりであるので、併せて御了知願いたい。

記

1 提案の背景等

提案団体からの提案は、農用地造成工事につき、実務者向きに刊行されている出版物（農業農村整備事業計画作成便覧、経営体育成基盤整備事業便覧）に記載されている面積割合（30%）を限度とする運用の改正を求めるものである。

なお、当該事項は、法令又は通知に規定されているものではなく、あくまで実務者向きに刊行されている出版物において運用上のいわば目安として記載されているものである。

2 留意事項

農用地造成工事は、法第2条第2項第3号に基づく農用地造成事業が関係権利者の全員同意が必要とされているものとは異なり、一定地域内の関係権利者の3分の2以上の同意があれば実施が可能となり、農用地造成について全員同意の例外として取り扱われることを踏まえ、関係権利者の権利・利益を侵害しないことに留意すること。

平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針

平成 27 年 1 月 30 日
閣 議 決 定

1 基本的考え方

地方分権改革については、4 次にわたる地方分権一括法等により、地方分権改革推進委員会の勧告事項について一通り検討を行い、地方公共団体への事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等を進めてきた。新たな局面を迎える地方分権改革においては、このような成果を基盤とし、地方の発意に根差した新たな取組を推進することとして、平成 26 年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入した（「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成 26 年 4 月 30 日地方分権改革推進本部決定））。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマである。

提案が出されて以降、これまで、地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会、農地・農村部会等で議論を重ねてきた。

今後は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）も踏まえ、以下のとおり、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進する。

2 一括法案の提出等

下記 4 から 6 までの事項のうち、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を平成 27 年通常国会に提出することを基本とする。

現行規定で対応可能な提案については、その明確化が重要であるとの地方分権改革有識者会議での議論等を踏まえ、以下のとおり、地方公共団体に対する通知等を行う。

調査を行うなど引き続き検討を進めることとしたものについては、関係府省とも連携しつつ、内閣府において適切にフォローアップを行い、検討結果につ

(3) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭46法107）

特定事業者からの公害防止管理者等の選任届の受理に関する事務については、東京都と特別区の協議の状況を踏まえつつ、協議が整った場合には、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(4) ダイオキシン類対策特別措置法（平11法105）

特定施設の設置届出等の受理に関する事務については、東京都と特別区の協議の状況を踏まえつつ、協議が整った場合には、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(5) 土壤汚染対策法（平14法53）

土壤汚染状況調査、要措置区域等の指定等に関する事務については、東京都と特別区の協議の状況を踏まえつつ、協議が整った場合には、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

6 義務付け・枠付けの見直し等

【内閣官房】

(1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平16法112）（総務省と共管）

都道府県知事が都道府県の国民の保護に関する計画を変更するときに行う内閣総理大臣への協議（34条5項及び8項）については、年に複数回、協議の機会を設けるなど、都道府県が当該計画を適時に見直すことができるよう対応する。

(2) 総合特別区域法（平23法81）（内閣府と共管）

- (i) 総合特別区域の市町村区域での指定について、地方公共団体から合理的な理由をもって申請がある場合には、市町村区域での指定が可能であることを速やかに地方公共団体へ通知するとともに、市町村区域での指定に関する相談に関しては、事業の推進に支障のないよう積極的に対応する。

安定局、昭 63 運輸省貨物流通局)において、あらかじめ地方農政局、経済産業局、都道府県労働局、地方運輸局等と十分連絡調整を行うこと等とされている事項については、廃止する。

- (ii) 農村地域工業等導入促進法については、農村において雇用の確保等により所得を向上させるため、制度の活用が一層促進されるよう農村地域(2条1項)に係る人口要件(施行令3条)の緩和を含めて見直しを検討し、平成27年中に一定の結論を得る。

(12) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平5法72)(総務省及び国土交通省と共管)[再掲]

特定農山村地域である市町村が作成又は変更する農林業等活性化基盤整備計画に係る都道府県知事への同意を要する協議(4条8項)については、当該計画の内容のうち、農林地所有権移転等促進事業(2条3項3号)に係る事項以外の事項に関しては、同意を要しない協議とする。

(13) 過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)(総務省及び国土交通省と共管)[再掲]

都道府県が策定する過疎地域自立促進方針に係る関係大臣への協議については、その迅速化を図るため、事前協議と正式協議の手続の一本化について検討を進め、平成27年中に結論を得る。

(14) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平16法78)(環境省と共管)

特定外来生物の防除活動の手続については、ボランティアによる小規模な防除活動を推進するため、特定外来生物の植物を防除する場合に、逸出しないことが確実であって処分を目的として移動させる行為は、禁止される運搬行為に該当しないとする見直しを行う。

[措置済み(平成27年1月9日付け環境省自然環境局野生生物課通知)]

(15) 農業生産基盤整備事業(区画整理事業)

区画整理と区画整理に附帯して施行することを相当とする農用地の造成と
の工事の面積の割合については、地形、土地利用状況等を勘案し、設定する
ことが可能であることを、地方公共団体に通知する。

(16) 水産物供給基盤整備事業

事業基本計画の変更に係る水産庁長官の承認については、計画変更手続が円
滑に進むよう、承認申請に当たって特に留意すべき事項などに関して、地方公
共団体に改めて情報提供を行う。

(17) 学校給食用牛乳安定需要確保対策事業

供給価格及び供給事業者の決定に係る補助条件については、透明性の高い手
法を通じて、適正にこれらを決定できることが明確である場合、競争入札によ
らずとも、学校給食用牛乳の供給に対する助成の対象となり得ることを、地方
公共団体に周知する。

(18) たい肥舎等建築コストガイドライン

たい肥舎等建築コストガイドラインについては、たい肥舎等整備をめぐる情
勢の変化に関する実態調査の結果等に基づき、必要な見直しを行う。

(19) 鳥獣被害防止総合対策交付金

戸数要件については、侵入防止柵設置等の鳥獣被害防止対策の実施により受
益する農家の範囲について、地方公共団体に通知する。

(20) 農山漁村地域整備交付金

現行の草地畜産基盤整備事業については、公共工事の品質確保の促進に関す
る法律（平 17 法 18）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素
をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行うこととしており、
畜産公共事業（平成 21 年度で終了）に適用されていた畜舎整備の工事費単価
の上限は適用されないことを、地方公共団体に通知する。

(21) 産地水産業強化支援事業